

名護市子ども読書活動推進計画



名護市立中央図書館マスコットキャラクター「ピプル」

平成30年3月

あいさつ

読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにするなど、人生をより深く考え生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。

しかし、今日の教育を取り巻く状況は、高度情報化社会の進展に伴い、テレビ、ビデオ、インターネット等の様々な情報メディアの発達・普及や生活環境の変化、さらには、幼児期からの読書活動の未形成などにより、子どもの「読書離れ」や「活字離れ」が指摘されています。

こうした中、国において平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行され、すべての子どもが自主的に読書活動を行う環境の整備や施策の総合的・計画的な推進に向けて、国を挙げて取り組むことになりました。

さらに、このことを受け、沖縄県でも平成16年3月に「沖縄県子どもの読書活動推進計画」～五感に響かせるE・E・Tプラン～を策定し、家庭・地域・学校が相互に連携しながら、発達の段階に応じ五感を意識した施策を推進してきました。

現在は、第二次推進計画の成果と課題を踏まえ、平成26年3月に策定した「第三次沖縄県子どもの読書活動推進計画」（5年間）を、これまでの内容を継続しながら読書の質的向上を目指して、各種施策を展開しています。

本市における子どもの読書活動は、幼稚園・保育所（園）・認定子ども園や小・中学校で保護者やボランティアの協力による読み聞かせや小中学校における朝の一斉読書活動など、各学校や園の特色ある取り組みが継続的に行われています。

また、市立図書館においても、ボランティアの協力による「おはなし会」、季節の行事や時事的な話題に合わせた特集を行い、子どもが多種多様な本と出会える機会や場所を提供するなど、子どもの読書活動を推進するための取り組みを計画的に実施しています。

この度、国の「子どもの読書活動の推進に関する法律」や「沖縄県子どもの読書活動推進計画」の策定を受け、本市においても、家庭・地域・学校の有機的な連携を図りながら子どもの読書意欲を喚起し、自主的に読書活動を行うことができる環境の整備や推進に資するべく「名護市子どもの読書活動推進計画」を策定いたしました。

今後も、名護市の子どもたちが、読書の楽しさや良さを知り、自ら進んであらゆる機会、あらゆる場所において、本に親しむことができるよう、子どもの読書活動の推進に計画的に取り組んでまいります。

平成30年3月

名護市教育委員会
教育長 岸本 敏孝

目 次

第1章 子どもの読書活動推進計画策定の背景	1
1 読書活動の意義	1
2 国の動向	1
3 県の動向	2
4 市の動向	3
第2章 基本方針	4
1 計画策定の目的	4
2 計画の方針	4
3 計画の期間	4
第3章 子どもの読書活動を推進するための取組	5
1 家庭・地域における子どもの読書活動推進	5
（1）家庭の役割	
（2）現状と課題	
（3）家庭・地域での取組	
（4）市の取組	
2 市立図書館における子どもの読書活動推進	6
（1）市立図書館の役割	
（2）現状と課題	
（3）市立図書館での取組	
3 幼稚園・保育所（園）・認定こども園における子どもの読書活動推進	7
（1）保育所（園）や幼稚園の役割	
（2）現状と課題	
（3）保育所（園）や幼稚園での取組	
（4）市の取組	
4 小学校や中学校における子どもの読書活動推進	8
（1）小学校や中学校の役割	
（2）現状と課題	
（3）小学校や中学校での取組	

(4) 市の取組	
5 高等学校における子どもの読書活動推進	9
(1) 高等学校の役割	
(2) 現状と課題	
(3) 高等学校での取組	
(4) 市の取組	
6 特別支援学校における子どもの読書活動推進	10
(1) 特別支援学校の役割	
(2) 現状と課題	
(3) 特別支援学校での取組	
(4) 市の取組	
第4章 計画の効果的な推進に向けて	12
1 関係機関との連携・協力	
2 小・中・高等の連携協力	
3 職員研修とボランティアの養成及び活用	
4 市民への広報・啓発	
5 財政上の措置	
資料編	13
1 子どもの読書活動の推進に関する法律	
2 文字・活字文化振興法	
3 名護市子どもの読書活動推進計画策定委員会設置要綱	
4 名護市子どもの読書活動推進計画書策定委員名簿	

第1章 子どもの読書活動推進計画策定の背景

1 読書活動の意義

読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。そして、語彙力、読解力などの読書によって培われる力は、あらゆる教科の学習の基礎となるもので、学力にも欠くことのできないものであるとされています。

しかし近年、テレビ、ビデオ、インターネット等の様々な情報メディアの発達・普及や子どもの生活環境の変化、さらには、幼児期からの読書習慣の未形成などにより、子どもの「読書離れ」が指摘されています。

子どもが自主的に読書活動を行うことができるよう、家庭・地域・学校がそれぞれの役割を果たしながらお互いが連携し、積極的にその環境整備を推進していく必要があります。

2 国の動向

平成11年8月、読書の持つ計り知れない価値を認識して、子どもの読書活動を国を挙げて支援するため、平成12年を「子どもの読書年」とする衆参両議院の決議がなされました。そして、同年5月には国立国会図書館の支部図書館として「国際子ども図書館」が開館し、さらに、平成13年4月には、「子どもゆめ基金」が創設され、民間団体の行う子どもの読書活動等に対する助成が始まりました。

平成12年12月の教育改革国民会議報告において「読み、書き、話すなど言葉の教育」を重視すべきことが提言され、「子どもの読書年」を契機とする子どもの読書活動を推進するための取組を更に進めていくため、「子ども読書活動振興法案作成プロジェクト」を設置し、法案の立法作業に取りかかりました。そして、平成13年11月、議員立法により「子どもの読書活動の推進に関する法律案」が提出され、同年12月に成立、公布・施行されました。

「子どもの読書活動の推進に関する法律」の概要

この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、国が「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定・公表すること、地方公共団体が「子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画」を策定・公表すること、4月23日を「子ども読書の日」とすることなどが定められています。

「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の概要

この基本計画は、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備を推進することを基本理念として、施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるもので、平成

14年8月に「第一次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が閣議決定され、現在、「第三次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（平成25年5月）の推進期間となっており、おおむね5年間の方針を定めています。

具体的施策としては、以下のことがあげられます。

- ① 家庭における子どもの読書活動の推進
- ② 地域における子どもの読書活動の推進
- ③ 学校等における子どもの読書活動の推進
- ④ 民間団体の活動に対する支援
- ⑤ 普及啓発活動

3 県の動向

沖縄県では、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の策定を受け、平成16年3月に「沖縄県子どもの読書活動推進計画～五感に響かせるE・E・Tプラン～」を策定しました。家庭・地域・学校がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携しながら読書活動を整備することを目指し、子どもの発達段階に応じた五感を意識した施策の推進を示しています。

また、平成26年3月に「第三次沖縄県子どもの読書活動推進計画～五感に響かせるE・E・Tプラン～」を策定しています。

「第三次沖縄県子どもの読書活動推進計画」～五感に響かせるE・E・Tプラン～平成26年3月に策定した「第三次沖縄県子どもの読書活動推進計画～五感に響かせるE・E・Tプラン～」では、第二次推進計画の成果と課題を踏まえ、その内容を更に継続しながら読書の質への転換などを充実させ、EETプランに関しては大幅に捉え直し、計画の期間を平成26年度から平成30年度の5年間としている。

① 子どもの自主的な読書活動の推進

読書を通じて、子どもは読解力や想像力、思考力、表現力等を養うとともに、多くの知識を得たり、多様な文化を理解したりすることができます。個人が読書活動を通じて生涯にわたって絶えず自発的に学ぼうとする習慣を身に付けていくことが重要です。そのためには、子どもの興味・関心を尊重しながら、新聞や科学雑誌等も含めた幅広い読み物に親しむ機会や発達の段階に応じた図書の提供、NIEの取組等による読書の質的向上を図りつつ自主的な読書活動を推進するとしています。

② 家庭・地域・学校を通じた社会全体での取組の推進

子どもの自主的な読書活動を推進するため、家庭・地域・学校等、それぞれが担うべき役割を理解し、緊密に連携・協力し、社会全体で必要な体制の整備に努めるとしています。

③ 子どもの読書活動を支える環境の整備

子どもの読書活動を支える環境には地域間の格差が見られるため、図書館未設

置町村への読書活動を積極的に展開し、すべての県民がいつでも、どこでも読書に親しめる環境の整備に努めることとしています。

④ E・E・Tプランの更なる推進

乳幼児期からの発達の段階に応じて読書に親しめる環境づくりと、五感を意識した施策EETプランを第三次計画では、Earプラン（本に出会い、本を聴く）、Eyeプラン（本に親しみ、本を活かし、多くの本を読む）、Talkプラン（本と活き、本を伝える）が乳幼児期、小学生期、中学生・高校生期にそれぞれ存在するものであり、それぞれの発達の全体の中で育成されていくものであるとして以下の取組を進め、子どもの自主的な読書活動の推進を目指していくこととしています。

○乳幼児期

- ・親子の触れ合いを重視した取り組みへの支援・啓発を図ります。
- ・家庭を取り巻く身近な地域の読書環境を整備します。
- ・ブックスタート事業を推進します。
- ・家庭文庫、地域文庫の充実を促進します。

○小学生期

- ・学校全体で読書習慣づくりに取り組む推進体制を整備します。
- ・公立図書館、学校図書館、公民館図書室等の活用を促進します。
- ・家庭文庫、地域文庫の充実を促進します。
- ・家庭における読書の時間（家庭読書）等を促進します。

○中学生・高校生期

- ・読書習慣の確立が図れるよう、読書環境を整備します。
- ・公立図書館等の有効活用を促進します。
- ・家庭における読書の時間（家庭読書）を促進します。

4 市の動向

名護市では、国・県の定めた「子どもの読書活動の推進に関する法律」、「沖縄県子どもの読書活動推進計画～五感に響かせるE・E・Tプラン～」を受け、本市の現状と課題を踏まえ、子どもがあらゆる機会とあらゆる場所で、本と親しみ、本を楽しむことができる読書環境の整備にむけ、「名護市子どもの読書活動推進計画」を策定することとしました。

第2章 基本方針

1 計画策定の目的

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づいて、本市の子どもの読書活動推進のための取組についての方向性や施策を示すものです。

読書活動を推進するためには、子どもが読書の楽しさに気づき、自ら進んで本を読みたくなるような環境を家庭・地域・学校など社会全体で作り上げていく必要があります。名護市は、子どもの読書環境を総合的かつ計画的に整備・推進することを目指します。

2 計画の方針

前述の計画の目的を踏まえ、以下の目標を定め、計画を推進していきます。

(1) 読書環境の整備

乳幼児期からの読書環境を充実させることで、子どもが成長とともに、読書の楽しさに気づき、自ら進んで本を読みたくるようにします。

(2) 家庭・地域・学校の相互連携

家庭・地域・学校がお互いに連携や協力をし、社会全体として取り組むことで子どもの読書活動への理解と促進を図ります。

(3) 人材の育成

子どもの読書活動に携わる人材を育成し、活動する場や交流の場を支援していきます。

(4) 読書活動の啓発・広報

読書活動の意義について地域社会への啓発・広報を行い、理解と関心を深めることで子どもの読書活動を推進していきます。

3 計画の期間

計画期間は、平成29年度から令和6年度までの8年間とします。

第3章 子どもの読書活動を推進するための取組

1 家庭・地域における子どもの読書活動推進

(1) 家庭・地域の役割

子どもの読書習慣は、家庭での親子の触れ合いや様々な体験、言葉かけなど、日常の生活を通して形成されていきます。読書が生活の中に位置づけられ継続して行われるよう、保護者が子どもの読書活動の機会の充実及び習慣化に積極的な役割を果たしていく必要があります。

このため、家庭・地域においては、図書等が身近にある環境をつくり、読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだり図書館に出向いたりするなどの工夫をして子どもが読書に親しむきっかけを作ることが大切です。また、子どもへの読書の習慣付けを図るために定期的に読書の時間を設けたり、読書に対する興味や関心を持たせるために子どもが読書を通じて感じたことや考えたことを話し合ったりすることも必要です。

家庭・地域における子どもの読書活動推進の気運の醸成には、PTAなどの社会教育団体や民間団体等の協力を得ることも大切です。各種団体へ読書関連情報の提供や読書関連事業への積極的な場所の提供などを行い、連携・協力する必要があります。

(2) 現状と課題

- ① テレビやテレビゲーム、インターネット、携帯電話などの著しい普及は子どもたちの生活環境を大きく変化させています。こうした生活環境や家庭環境の変化は子どもたちが本に興味を持ち、本に親しむ機会を妨げる一因になっています。
- ② 子どもに読書習慣を身に付けさせるためには、大人が子どもの読書活動の意義や重要性について理解を深め、率先して読書に親しみ、家族ぐるみで読書する環境をつくる必要があります。

(3) 家庭・地域での取組

- ① 毎月第3日曜日の家庭の日に「ファミリー読書」を行います。
- ② 乳幼児へ読み聞かせを行います。
- ③ 市立図書館で行われているおはなし会へ家族で参加します。
- ④ 親子で市立図書館等を利用します。
- ⑤ 学校・地域等で行われている読み聞かせのボランティアとして参加します。

(4) 市の取組

- ① 「ファミリー読書」の周知を図ります。
- ② 「ブックスタート」を推進します。

2 市立図書館における子どもの読書活動推進

(1) 市立図書館の役割

市立図書館は、市民が本と出会い自主的に読書活動を楽しむことのできる場所であり、地域における読書活動推進の中核的な役割を果たしています。

子どもの身近なところに読書のできる親しみやすい環境を整備していくことが大切です。

(2) 現状と課題

- ① 市立図書館は、子どもにとって、自分が読みたい本を豊富な図書の中から自由に選び、読書の楽しさに触れることのできる身近な場所です。また、読書を通じた学びの場であるとともに、静かにくつろいで過ごせる空間という面も持ち合わせています。保護者にとっては、子どもと読みたい本を選んだり、子どもの読書について気軽に相談したりすることのできる場所でもあります。
- ② ボランティアの協力を得て、毎週「おはなし会」が行われています。また、季節の行事や時事的な話題にあわせた特集を行い、子どもが多種多様な本と出会える場所を作っています。
- ③ 学校図書館とのシステムの共有化を図り、図書資料の有効活用を図ることが望まれます。

(3) 市立図書館での取組

- ① 乳幼児向けの絵本並びに、保護者の絵本を選ぶために参考となる本の充実を図ります。
- ② 児童図書及び中高生向けの図書の充実を図ります。
- ③ 乳幼児健診担当課と連携し、ブックスタート事業に取り組みます。
- ④ おはなし会の継続・充実を図ります。
- ⑤ 教科等の学習に必要な資料の提供をするなど、学校との連携に取り組みます。
- ⑥ 図書館ボランティアの育成に努めます。
- ⑦ 図書館事業の充実に努めます。
- ⑧ 「ファミリー読書」を推進します。
- ⑨ 学校や幼稚園、保育所（園）、認定こども園、学童クラブ、公民館等への団体貸出を促進します。
- ⑩ 館内の利用案内やディスプレイを工夫し、利用しやすい図書館作りに努めます。
- ⑪ 子どもを含む利用者の様々なニーズに対応できるように図書館サービスを充実させるとともに、県並びに他市町村図書館との連携を図りながら、市全体の子どもの読書活動を推進していきます。
- ⑫ 移動図書館（がじまる号）及び羽地地区センター生涯学習室兼図書室の資料の充実等に努め、市内全域へのサービスの提供を促進します。

3 幼稚園・保育所（園）・認定こども園における子どもの読書活動推進

(1) 幼稚園・保育所（園）・認定こども園の役割

幼稚園・保育所（園）・認定こども園は、発達段階に応じて子どもが本に親しみ、本の良さを知り、読書への興味、関心を高めていく場です。

(2) 現状と課題

- ① 幼稚園・保育所（園）・認定こども園では、幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園・保育要領に基づき、幼児が絵本や物語に親しみ、興味を持って聞き、想像する楽しさを味わうよう、ほとんどの施設で読み聞かせを実施しています。
- ② 絵本やおはなしに親しめるように、絵本の読み聞かせやおはなし会などが行われています。
- ③ 市立図書館の団体貸し出しを利用し、幼児一人ひとりが好きな絵本を借りるなど園外活動も行っています。
- ④ 保育士や幼稚園教諭等が読書活動に対して理解を深め、多様な取り組みを工夫することが必要です。また、家庭や地域、読み聞かせボランティアとの一層の連携を図ることが求められています。

(3) 幼稚園・保育所（園）・認定こども園での取組

① 職員への研修

子どもの年齢や発達段階に応じた絵本の読み聞かせや紙芝居、エプロンシアター等に積極的に取り組むと共に、保育士や幼稚園教諭等に対する研修を行い、子どもの読書活動に関して理解の促進を図ります。

② 異年齢交流や体験活動の充実

小中高生が幼稚園・保育所（園）・認定こども園の幼児に読み聞かせを行うなど、異年齢の交流を通して本と触れ合う機会が多様になるよう工夫します。

③ 読書環境の整備

幼児の絵本等に対する興味・関心を高めるために図書の実を回り、図書コーナーの設置や絵本の貸し出し等、園内の読書環境の整備を図ります。

④ 保護者や地域住民との連携

保護者や地域のボランティアによる読み聞かせなどの取組を進めます。保護者に対して、家庭における読み聞かせなどの効用について理解を深めさせ、家庭における読み聞かせなどの充実を図ります。

⑤ 市立図書館との連携

親子での利用を促進し、家庭でのより豊かな読書活動ができるようにサポートしていきます。

(4) 市の取組

- ① 「ファミリー読書」を推進します。
- ② 読書環境の整備に努めます。

4 小学校や中学校における子どもの読書活動推進

(1) 小学校や中学校の役割

学校は、発達段階に応じて子どもが本に親しみ、本の良さを知り、読書への興味、関心を高めていく場です。これまで学校では様々な学習活動等を通して、読書への啓発・推進を進めてきました。学校における読書活動は、子どもに読書習慣を身につけさせるうえで、最も重要な役割を果たしているといえます。教職員全員が、読書活動の重要性を理解し、学校全体で取り組むことで、子どもが読書に親しむ態度を育み、読書習慣をより確かなものにしていくことができます。

(2) 現状と課題

- ① 各学校において「朝の一斉読書」「読書行事」等、学校独自の読書活動を計画的に実施し、本に親しむ習慣を育てています。
また、児童・生徒が読書を通じた多様な経験が積めるよう、保護者をはじめ地域ボランティアやPTAなど社会教育団体等と協力して読み聞かせ活動を行い、家庭・地域と学校が一体となって読書活動を推進しています。
- ② 多様な学校図書館の活用が推奨される昨今、司書教諭・図書館主任及び学校司書と連携し、学校全体で、自校の実態に基づいた年間読書計画を作成し、全教職員連携のもと読書活動を進めることが重要です。
- ③ 司書教諭・図書館主任及び学校司書と連携し、貸し出し等の運営には図書委員の児童・生徒も参加し、その活用と充実を図っています。
- ④ 今後は「量から質へ」の転換を図り、発達段階にあった読書活動を進めながら、「読まない子、読めない子」への読書支援を行っていく必要があります。
- ⑤ 特別な支援を要する児童・生徒の特性、生活体験などを考慮した適切な図書を選定するとともに、読書活動の工夫・充実に努める必要があります。

(3) 小学校や中学校での取組

- ① 読書活動計画の作成と実施
読書活動計画を作成し、学校全体で読書活動の推進を図ります。
- ② 学校図書館の運営
司書教諭・図書館主任及び学校司書が連携し、全職員の協力のもと年間を通じた図書館活動や委員会活動を計画的に行います。
- ③ 読書時間の確保と計画的な読書活動の実施
「朝の読書」の時間などを利用した読書の時間の確保に努めます。
- ④ 読書指導の充実

読書活動を通して本に親しむ習慣を育て、さらに読書の意欲を高め、知識・教養を身につけられるよう計画的な読書指導や利用指導を図ります。

⑤ 図書館行事の実施

年間を通して図書館行事等を工夫して実施し、さらなる読書活動の充実を図ります。

⑥ 学習支援機能の整備

児童生徒が、個々の課題に応じた調べ学習を効果的に進められるよう「学習情報センター」として、図書館に必要な資料を整備します。

⑦ 職員研修

司書教諭・図書館主任及び学校司書の研修に積極的に参加し、読書活動の共通理解や職員の資質向上を図ります。

⑧ 読み聞かせボランティア等との連携

保護者や地域のボランティア、PTAなど社会教育団体等と協力し、児童・生徒の読書意欲を高めるとともに地域との連携を図っていきます。

⑨ 市立図書館の利用

市立図書館と連携し、図書資料の収集に努め、調べ学習・読書活動の充実を図ります。

(4) 市の取組

① 「ファミリー読書」を推進します。

② 読書環境の整備を強化します

安全で快適に読書できる環境づくりに努めるとともに、新鮮で魅力的な資料の充実や、学校図書館への新聞の配置に努めるなど読書環境の整備に努めます。

③ 学校司書の資質の向上を図る市主催の研修会を月1回開催するなど、研修会への支援を通して子どもの読書活動の一層の充実を努めます。

5 高等学校における子どもの読書活動推進

(1) 高等学校の役割

高等学校は、乳幼児からの取組を引き継いだ読書活動を展開していく場となります。特に、生徒が内面に向き合い自分の生き方、人としての在り方について考える段階、その後に社会の一員として自己の外に関心を向け社会性が発達する段階を考慮する必要があります。「子どもの読書活動」の総仕上げとして、生徒が社会人となり自主的に様々な読書活動を行い、豊かな人生が送れるよう社会へ繋ぐ役割を担っています。

(2) 現状と課題

① 各学校において読書への意識付けや読書活動を推進しています。

② 生徒の読書量や図書館利用は図書館行事に影響されることが多く、積極的な取

り組みは生徒の多様なジャンルの読書に繋がっています。

- ③ 読書活動の推進に関する取り組みが十分に浸透しているとは言い難く、市のアンケート結果においては1か月の読書冊数0冊の生徒が全体の42%となっており、さらに読書活動の推進に取り組む必要があります。

(3) 高等学校での取組

① 計画的な読書活動の実施

朝の読書の時間を設定するなど、学校全体で読書活動の推進に努めます。

② 読書指導の充実

教職員と学校図書館職員が協働して、生徒の個々の状況や考え方などに配慮した読書指導に取り組みます。

③ 学校図書館の運営

学校図書館職員は学校全体の読書活動推進の中心となり、図書委員会と共に図書館行事の実施や図書館だよりの発行など、積極的に図書館活動を展開します。

④ 支援機能の充実

教科等の学習における学校図書館利用や読書指導など、教職員の支援に努めます。

⑤ 読書環境の整備

学校図書館における図書館資料を充実させるとともに、生徒・職員の利用に応える読書環境の整備に努めます。

⑥ 職員研修の実施

先進的な学校の取組を学ぶなど、図書館職員の資質向上に向けた研修に取り組みます。

⑦ 保護者との連携

保護者と連携し、ファミリー読書を進めるなど、読書活動推進への理解を求め生徒の読書の習慣化を図る。

(4) 市の取組

① 「ファミリー読書」を推進します。

- ② 小・中・高校・市立図書館の司書の連携の支援をとおして、子どもの読書活動の一層の充実に努めます。

6 特別支援学校における子どもの読書活動推進

(1) 特別支援学校の役割

読書は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにすると同時に情報を収集し、活用する力を育成します。また、相互のコミュニケーションにも役立ちます。それらは「生きる力」「自立」につながるものです。

特別支援学校においては、環境を各学校で整備し、一人ひとりの生活年齢や発達

年齢、さらに障がいの状態や特性に応じて題材を選び、興味・関心を持って、習慣的に読書に親しむことができるようにする役割を担っています。

(2) 現状と課題

- ① 計画的に図書館を利用し、絵本やパネルシアターなどを活用した読み聞かせを行なっています。
- ② 移動図書館（がじまる号）を活用しています。
- ③ 多様な要望に応える蔵書が十分とは言えず、子どもたちの発達の段階や特性に応じた選書の工夫や読書の幅を広げるための取組が必要です。
- ④ 読書時間の設け方や環境の整え方を工夫する必要があります。

(3) 特別支援学校での取組

- ① 図書資料の充実
障がいの状態及び発達の段階や特性等に応じた魅力的な図書資料の充実を図ります。
- ② 読書環境の整備
子どもたちが読書に集中できる環境を整備します。
- ③ 移動図書館（がじまる号）の活用
移動図書館（がじまる号）を活用し、一層読書に親しむ取り組みを展開します。
- ④ 電子図書の活用
マルチメディアDAISY図書やDVD図書等の電子図書の活用をはじめ、ICTを用いた読書に取り組みます。
- ⑤ 読書支援
一人ひとりのニーズに合わせて、読書の時間やスタイルを工夫し、支援します。

(4) 市の取組

- ① 市立図書館との連携を図ります。
- ② 移動図書館（がじまる号）の活用を促進します。
- ③ 読み聞かせボランティアを支援します。
- ④ 「ファミリー読書」を推進します。

第4章 計画の効果的な推進に向けて

1 関係機関との連携・協力

学校、市立図書館等の施設を有効に活用し、子ども達がいつでも本にふれあえる環境の整備に、地域全体で取り組むことが必要です。

子どもたちの幅広い読書ニーズに応えるためにPTAなどの社会教育団体や民間団体等に情報提供を図るなど、連携・協力を推進します。

2 小・中・高校・市立図書館の連携協力

年に1～2回の小・中・高校・市立図書館の司書等で連絡会をもち、現状・課題の報告や読書行事等について情報交換や研修を行い、子ども達の読書活動の充実に努めます。

3 職員研修とボランティアの養成及び活用

司書（市立図書館・学校図書館）、読み聞かせ・ブックスタート等に関わる職員やボランティアの研修を積極的に行い、共通理解や資質の向上を図ります。また、地域人材の発掘と養成を目的に講座を開設するなど、できるだけ多くの市民が本計画に関われるようにしていきます。

4 市民への広報・啓発

市民一人ひとりが読書活動に関して理解と関心を深め、その重要性を認識し、本計画を推進できるよう、「子ども読書の日（4月23日）」、「子どもの読書週間（4月23日～5月12日）」、「文字・活字文化の日（10月27日）」、「読書週間（10月27日～11月9日）」、及び各読書週間の趣旨にふさわしい事業を実施します。

また、保護者だけでなく子どもも含めた市民全体へ向けた啓発資料を配布し、情報提供を積極的に行います。

5 財政上の措置

市は、本計画に掲げられた諸施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

資 料 編

- 1 子どもの読書活動の推進に関する法律
- 2 文字・活字文化振興法
- 3 名護市子どもの読書活動推進計画策定委員会設置要綱
- 4 名護市子どもの読書活動推進計画書策定委員名簿

子どもの読書活動の推進に関する法律
(平成十三年十二月十二日法律第五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子供の健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関との連携)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を施策するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

文字・活字文化振興法

(平成十七年七月二十九日法律第九十一号)

(目的)

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興にあたっては、国語が日本文化の基礎であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図れるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果

についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。